

平成 28 年 4 月 7 日

三 橋 貴 明 殿

平成 28 年 4 月 6 日付倉山満HP掲載記事について

東京都港区西新橋 1-5-11 第 11 東洋海事ビル 9 階
弁護士法人虎ノ門国際法律事務所

弁護士 後 藤 孝 典

同 後 藤 勝 俊



当職らは、倉山満氏が、「増税と政局・暗闘 50 年史」につき貴殿が原告となって名誉毀損による損害の賠償等を請求した裁判に関して、平成 28 年 4 月 6 日付で、そのHPにおいて、「ご報告：三橋貴明こと中村貴司君との裁判に圧勝しました」との記事を掲載したことを確認し、当該記事内容を確認いたしました。

貴殿が、倉山満氏との裁判において勝訴したことは間違いのない事実ですから、当職らより、本件裁判の要点につき、以下、あらためて整理ご報告申し上げます。

貴殿と当職らとの間において、本件訴訟の中心的争点として合意をみておりましたのは、倉山満氏が、貴殿の消費税増税に対するスタンスについて、真実を記載したのか、虚偽を記載したのか、という点です。

この点につき、判決において、倉山満氏が虚偽を記載したということが明示されておりますので、下記列挙いたします（括弧内は当職らにおいて補足した部分となります）。

①（倉山満氏が本書において摘示した）摘示事実の中心部分たる、原告（三橋氏）が麻生大臣の意見に合わせて変説したとの事実については真実であると認めることはできないし、被告ら（倉山氏ら）において原告（三橋氏）が麻生大臣の意見に合わせて変説したことを真実と信ずるについて相当の理由があったと認めるに足りる証拠はない。

②（倉山満氏は本書において）、原告（三橋氏）が内心では消費税増税賛成派であり、虚言を弄してまで消費税増税反対運動の邪魔をしていたとの事実及び原告（三橋氏）が麻生大臣の見解に合わせて見解を変えていく主体性・独自性のない評論家であるとの事実を摘示するものである。（中略）（この）摘示事実が真実でなく、被告ら（倉山氏ら）において真実と信ずるについて相当の理由もなかったというべきである。

また、第一審判決において認められていた謝罪広告につき、控訴審において認められなかった理由については、次のとおり判示されています。その理由をご覧いただければ、決して倉山満氏が勝利した結果とは評価できないことが、一目瞭然であると思料いたします。

「(倉山氏の本書における文章は) 経済評論家である被控訴人(三橋氏)の職業人としての基本姿勢に対する信頼を損なわせる内容のものであって、名誉毀損の程度が相当重大なものであるとはいえるものの、本件書籍の発行部数それ自体多いものとはいえず、今後、増刷される見込みは低いものと認められること(弁論の全趣旨)、被控訴人(三橋氏)がブログ等を通じてその名誉を回復する措置を講ずることができることなどによれば、控訴人(倉山氏)に対して前記慰謝料の支払のほかに謝罪広告の掲載を命ずるまでの必要性・相当性があるとまでは認められない。」

最後に、倉山氏は、イーストプレスとの和解の経緯について、明らかに事実と反する記載をしておりますので、イーストプレスの名誉に関わる事柄ではあるものの、担当弁護士としての職業倫理に基づき、正確な経緯を改めて確認しておきたいと存じます。

控訴審第一回期日終了後、裁判官により和解協議の場が設けられ、裁判官は、倉山代理人にも同席するよう促しましたが、倉山代理人はテーブルにつくことすらしませんでした。

その後、裁判官より、イーストプレス側に和解の意向確認がなされたところ、イーストプレス側からは、①和解条項での謝罪文言はもとより、ウェブページ上で謝罪広告を行うこと、②金銭賠償にも応ずる用意があること、を当職らに対して明確に意思表示をいたしました。すなわち、①謝罪広告に応ずるから、②金銭賠償については免除して欲しい、という要望が、イーストプレス側からなされたことはないのです。

以上の経緯を踏まえ、貴殿と当職らとの間で協議を行った結果、最終的には貴殿の意思に基づき、自ら進んで謝罪広告を行うことを受け入れた者に対して更に金銭賠償を求めることまではしない、という結論をイーストプレス代理人及び裁判官に伝え、本件和解成立に至った、というのが、正確な経緯です。

倉山氏が如何に自分の思い込みで表現活動を行っているか、の証左ではないかと思料いたします。

以 上